

議案第 161 号

川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 11 月 26 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例

川崎市事務分掌条例（昭和 38 年川崎市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「次の局」の次に「及び本部」を加え、同条の表中

「総務局

- (1) 秘書及び渉外に関すること。
- (2) 広聴に関すること。
- (3) 議会及び市の行政一般に関すること。
- (4) 行政管理及び電子計算組織に関すること。
- (5) 人事管理に関すること。
- (6) 危機管理に関すること。
- (7) その他他の主管に属しないこと。

総合企画局

- (1) 市の総合企画に関すること。
- (2) 市政の調査及び調整に関すること。 」

を

「総務企画局

- (1) 秘書及び渉外に関すること。
- (2) 広報及び広聴に関すること。
- (3) 市の総合企画に関すること。
- (4) 市政の調査及び調整に関すること。
- (5) 議会及び市の行政一般に関すること。
- (6) 行政管理及び電子計算組織に関すること。
- (7) 人事管理に関すること。
- (8) 危機管理に関すること。
- (9) その他他の主管に属しないこと。 」

に、

「市民・こども局

- (1) 市民の生活に関すること。
- (2) 広報に関すること。
- (3) スポーツに関すること。
- (4) 文化に関すること。
- (5) 子ども及び青少年の育成に関すること。」

を

「市民文化局

- (1) 市民の生活に関すること。
- (2) スポーツに関すること。
- (3) 文化に関すること。 」

に改め、同表健康福祉局の項の次に次の1項を加える。

こども未来局

- (1) 子ども及び青少年の育成に関すること。

第1条の表に次のように加える。

臨海部国際戦略本部

(1) 臨海部に係る施策の調整及び国際戦略拠点の形成に関すること。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(川崎市資産公開等審査会条例の一部改正)

2 川崎市資産公開等審査会条例（平成5年川崎市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第11条中「総務局」を「総務企画局」に改める。

(川崎市附属機関設置条例の一部改正)

3 川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「川崎市総務局指定管理者選定評価委員会」を「川崎市総務企画局指定管理者選定評価委員会」に、「総務局が」を「総務企画局が」に、「川崎市市民・こども局指定管理者選定評価委員会」を「川崎市市民文化局指定管理者選定評価委員会」に、「市民・こども局が」を「市民文化局が」に、「川崎市こども本部指定管理者選定評価委員会」を「川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会」に、「こども本部が」を「こども未来局が」に改める。

(川崎市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

4 川崎市特別職報酬等審議会条例（昭和43年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務局」を「総務企画局」に改める。

(川崎市国民保護協議会条例の一部改正)

- 5 川崎市国民保護協議会条例（平成17年川崎市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務局」を「総務企画局」に改める。

(川崎市交通安全対策会議条例の一部改正)

- 6 川崎市交通安全対策会議条例（昭和46年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条中「市民・こども局」を「市民文化局」に改める。

(川崎市外国人市民代表者会議条例の一部改正)

- 7 川崎市外国人市民代表者会議条例（平成8年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条中「市民・こども局」を「市民文化局」に改める。

(川崎市青少年問題協議会条例の一部改正)

- 8 川崎市青少年問題協議会条例（昭和33年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条中「市民・こども局」を「こども未来局」に改める。

(川崎市児童福祉審議会条例の一部改正)

- 9 川崎市児童福祉審議会条例（平成12年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市民・こども局」を「こども未来局」に改める。

(川崎市子ども・子育て会議条例の一部改正)

- 10 川崎市子ども・子育て会議条例（平成25年川崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市民・こども局こども本部」を「こども未来局」に改める。

(川崎市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

1 1 川崎市スポーツ推進審議会条例（平成 2 3 年川崎市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「市民・こども局」を「市民文化局」に改める。

（川崎市消防長及び消防署長の資格に関する条例の一部改正）

1 2 川崎市消防長及び消防署長の資格に関する条例（平成 2 6 年川崎市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「同条例第 2 条の規定により設置された」を削る。

（川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部改正）

1 3 川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例（平成 2 6 年川崎市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「市民・こども局」を「こども未来局」に改める。

参考資料

制 定 要 旨

子どもに係る施策の一層の推進、臨海部の持続的発展及び国際戦略拠点の形成に向けた取組の推進等に必要な組織機構の整備を図るため、この条例を制定するものである。